

町・県民税、国民健康保険税の申告相談について

令和5年度町・県民税、国民健康保険税の申告の時期になりました。

令和5年1月1日現在甲佐町にお住まいの方は、令和4年中（1月～12月）の収入について必ず申告し、適正な税負担をお願いします。（申告されないと、各種証明書の発行はできません。）

※ 障害年金や遺族年金等のみの方も必ず住民税申告が必要です。

《役場での申告相談が必要でない方》

- ・ 税務署に確定申告書を提出される方
- ・ 給与所得(年末調整済)のみの方（ただし、中途退職者・給与2ヶ所以上の方は除きます）
- ・ 収入が公的年金収入のみで、所得税の還付やその他の控除を受ける必要がない方

申告相談時に持参するもの

※該当する場合は、必ずご持参ください。

- 申告者本人、扶養控除対象者のマイナンバーカード又は個人番号通知カードと免許証等、（公的機関発行の身分証）
- 税務署から送付されている確定申告書やお知らせハガキ、利用者識別番号通知等
- 源泉徴収票(給与所得者及び公的年金受給者)または給与支払証明書
※退職所得がある方は、退職所得の源泉徴収票
- 事業所得(営業・農業・不動産)がある方は、収支の計算を記入した収支内訳書等
※農業・営業・小作料(不動産収入)の申告については、作物等の種類を問わず収支計算による申告となりますので収入金額及び必要経費等を証明できる書類(領収書・収支内訳書等)が必要です。
- 生命保険料・地震保険料・個人年金保険料・任意継続医療保険の控除証明書等
- 障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、障がい者控除対象者認定書等
- 医療費控除を受ける場合は、記入済の医療費控除の明細書と医療費の領収書、医療費通知書等
※医療費の明細書は、役場又は国税庁ホームページや窓口にあります。
- 寄附金控除を受ける場合は、証明書や領収書
- 通帳等（通帳印が必要になる場合があります）

- ・ 必要書類が不足している場合は、再度申告に来ていただくことになります。ご注意ください。
- ・ 今回は、申告書及び収支内訳書に氏名を自署していただきます（申告書への押印は不要です）。

※確定申告書、収支内訳書、医療費控除の明細書などの書類は、役場税務課または税務署に準備しております。必要な方は、事前にお取り寄せください。
なお、税務課での書類受け渡しは、2月1日以降となります。

次の方は申告相談をお受けできません。

収支内訳書や、医療費控除の明細書などを作っていない方については申告相談ができませんので、必ず事前に内訳書や明細書を作成してからご来庁されますようお願いいたします。

※その他、申告内容により役場での対応ができない場合は、「熊本城ホール」へご案内する場合があります。あらかじめご了承ください。

新型コロナウイルス感染症予防対策について

- ・ 来庁の際は、事前に検温し、熱があるなど体調不良の症状がある場合には、来庁を控えていただきますようお願いいたします。
- ・ 申告会場では、手洗い、マスク着用などの感染症予防対策をお願いいたします。職員もマスク着用、手指消毒、アクリルパーテーションをした上で対応いたしますのでご了承ください。
- ・ 申告会場に手指消毒用アルコールを用意いたします。このほか、申告会場において感染症予防対策の取組を行います。ご理解とご協力をお願いいたします。

※国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」からも確定申告書の作成が可能です。ご自身で申告書の作成が可能な方は、電子申告や郵送による申告をご検討いただき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にご協力をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症に関連する給付金・助成金について

新型コロナウイルス感染症に基因する給付金や助成金については、税金の対象になるものがあります。事業復活支援金や雇用調整助成金等を受給された場合は、必ず申告してください（住民税非課税世帯への臨時給付金等の家計への支援のための給付金は申告の必要はありません）。また、給付金の申請等のために支払った代行手数料や報酬を経費とする場合は、領収証をご持参ください。
ご不明な場合は関係書類や領収証等のご持参をお願いいたします。